四　政令第四十八条の十三第二十一項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の所得等申告法人の同条第二十三項各号に定める事業年度の同条第二十項に規定する控除未済外国法人税等額（次項第二号において「控除未済外国法人税等額」という。）とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

［五　略］

4　政令第四十八条の十三第三十項に規定する総務省令で定める金額は、法第三百二十一条の八第三十八項の規定による控除をしようとする事業年度において課された同項に規定する外国の法人税等（以下この項において「外国の法人税等」という。）の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

一　政令第四十八条の十三第二項又は第八項　控除限度超過額又は国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額若しくは市町村民税の控除余裕額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額並びに当該各事業年度において課された外国の法人税等の額

二　政令第四十八条の十三第二十項　控除未済外国法人税等額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度における法人税割額の計算上法第三百二十一条の八第三十八項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額

（法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等）

第十条の二の七　［略］

2　法第三百二十一条の八第四十七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　法第三百二十一条の八第四十六項に規定する事実の生じた日及び当該事実の詳細

［四・五　略］

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告及び地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第十条の二の八　法第三百二十一条の八第五十二項ただし書に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、同項に規定する添付書類記載事項の法第二百九十八条第一項に規定する電磁的記録を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

2　法第三百二十一条の八第五十六項後段に規定する総務省令で定める書類は、同条第五十二項の内国法人が、法人税法第七十五条の五第二項の規定により同項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出したことを明らかにする書類とする。

3　法第三百二十一条の八第五十七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第三百二十一条の八第五十六項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難である事情が生じた日

［四　略］

四　政令第四十八条の十三第二十二項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の所得等申告法人の同条第二十四項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第二十一項に規定する控除未済外国法人税等額（次項第二号において「控除未済外国法人税等額」という。）とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

［五　同上］

4　政令第四十八条の十三第三十一項に規定する総務省令で定める金額は、法第三百二十一条の八第二十六項の規定による控除をしようとする事業年度又は連結事業年度において課された同項に規定する外国の法人税等（以下この項において「外国の法人税等」という。）の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

一　政令第四十八条の十三第二項又は第九項　控除限度超過額又は国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額若しくは市町村民税の控除余裕額に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額並びに当該各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額

二　政令第四十八条の十三第二十一項　控除未済外国法人税等額に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額の計算上法第三百二十一条の八第二十六項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額

（法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等）

第十条の二の七　［同上］

2　法第三百二十一条の八第三十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　同上］

三　法第三百二十一条の八第三十五項に規定する事実の生じた日及び当該事実の詳細

［四・五　同上］

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告及び地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第十条の二の八　法第三百二十一条の八第四十二項後段に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、同項に規定する添付書類記載事項の法第二百九十八条第一項に規定する電磁的記録を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

2　法第三百二十一条の八第四十六項後段に規定する総務省令で定める書類は、同条第四十二項の内国法人が、法人税法第七十五条の四第二項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第七十五条の四第二項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出したことを明らかにする書類とする。

3　法第三百二十一条の八第四十七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　同上］

三　電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第三百二十一条の八第四十六項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難である事情が生じた日

［四　同上］